

令和7年9月佐川町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和7年9月12日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年9月12日 午前9時宣告

開 議 令和7年9月12日 午前9時宣告（第8日）

応 招 議 員	1番 斎藤 光	2番 岡林 哲司	3番 山本 和輝
	4番 田村 幸生	5番 橋元 陽一	6番 宮崎知恵子
	7番 西森 勝仁	8番 下川 芳樹	9番 坂本 玲子
	10番 森 正彦	11番 松浦 隆起	12番 岡村 統正
	13番 永田 耕朗	14番 藤原 健祐	

不応招議員 なし

出 席 議 員	1番 斎藤 光	2番 岡林 哲司	3番 山本 和輝
	4番 田村 幸生	5番 橋元 陽一	6番 宮崎知恵子
	7番 西森 勝仁	8番 下川 芳樹	9番 坂本 玲子
	10番 森 正彦	11番 松浦 隆起	12番 岡村 統正
	13番 永田 耕朗	14番 藤原 健祐	

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	吉野 広昭
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐 議会事務局書記 吉田 智哉

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 なし

議事日程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年9月佐川町議会定例会議事日程〔第5号〕

令和7年9月12日 午前9時開議

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 日程第1 認定第1号 | 令和6年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第2 認定第2号 | 令和6年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第3 認定第3号 | 令和6年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について |
| 日程第4 認定第4号 | 令和6年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第5 認定第5号 | 令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について |
| 日程第6 認定第6号 | 令和6年度佐川町農業集落排水事業会計の決算の認定について |
| 日程第7 認定第7号 | 令和6年度佐川町水道事業会計の決算の認定について |
| 日程第8 認定第8号 | 令和6年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第9 議案第54号 | 令和7年度佐川町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 議案第55号 | 令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 議案第56号 | 令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第12 議案第57号 | 令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第13 議案第58号 | 令和7年度佐川町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 議案第59号 | 令和6年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について |

- 日程第15 議案第60号 佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第61号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第62号 佐川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第63号 佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第64号 加茂辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、令和6年度佐川町一般会計の決算の認定についてから、日程第8、認定第8号、令和6年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定についてまで、一括して質疑、討論を行います。

質疑はありませんか。

9番、坂本さん。

9番（坂本玲子君）

おはようございます。質問をいたします。

一般会計の決算書、191ページの獣友会への634万円の補助金がありますが、これは有害鳥獣の駆除のための補助金だと思いますが、令和6年度はどんな動物がどれぐらい獲れたのかお聞きします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、令和6年度の有害鳥獣の捕獲頭数の実績についてご報告させていただきます。

イノシシが500頭、鹿が19頭、猿が5匹、ハクビシン103匹、アナグマ40匹、タヌキ90匹、野ウサギ18匹、ハト類7羽、カラス類40羽、ヒヨドリ24羽、以上が捕獲の実績となっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

7番、西森君。

7番（西森勝仁君）

私から一般会計決算について、3点ほどお尋ねをします。

まず、111ページ、2款総務費、1項総務管理費の4目、11節の役務費の中に、手数料として3,714万8,403円の支出がありますが、この中にはふるさと納税をPRするポータルサイトの運営会社の手数料も含まれていると思いますが、これは何社でそれぞれ幾ら支払っているのか、支払い金額の高い順と総額についてお尋ねをします。

次に、193ページ、5款農林水産業費の1項、5目の、18節負担金に家畜診

療所巡回指導負担金として60万円が支払われているわけですが、これはどういうもので、どこに支払っているのか。

私の子供の頃には、農家には農耕用の牛や馬、またヤギを飼っていたものであります、今はそういうことは見当たりません。

最後に241ページ、9款教育費の、1項、2目の、12節委託料の中にさかわ未来学に関する経費が約1千万円近く支払われていますが、町長の行政報告によると、7月15日には斗賀野小学校で濱田知事にもふるさと教育の授業を視察していただき、その成果も報告したことありますが、こうした教育の成果というのは、一般的に橋をかけたり、道路を作ったりするのと違って、なかなかその成果というものは見えないわけですが、この事業を始めてから、かれこれ5年経つのではないかと思いますので、その特筆できる成果というか、報告できるものがあればお尋ねをします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私からですね、ふるさと納税のポータルサイトの手数料と、あと家畜診療所の巡回指導についてご説明をさせていただきます。

まずふるさと納税のポータルサイトの手数料につきましては、令和6年度の決算額としまして、3,700万7,309円となっております。

ポータルサイトは7サイトございまして、金額が多い順に、楽天ふるさと納税2,117万4,571円、ふるさとチョイス799万4,828円、さとふる407万5,566円、ふるなび135万6,382円、ANAのふるさと納税54万242円、JALふるさと納税45万2,922円、auPayふるさと納税33万6,908円となっております。

手数料の中には、このポータルサイトの手数料以外にですね、他の手数料も少し含まれておりますので、ポータルサイトの合計と他の手数料を合わせまして3,700万7,309円という形になっております。

あと、このポータルサイトの率になりますが、ふるさと納税の寄附額に対しての率となります、一般的な決済によるものとなります。

ポータルサイトによってはクレジットカードの種類や決済方法によって率が変わることもありますが、楽天ふるさと納税が9.46%、ふるさとチョイスが12.1%、さとふるが13.2%、ふるなび12.1%、ANAのふるさと納税9.9%、JALふるさと納税9.9%、auPayふるさと納税が11.6%という形になっております。この%については、消費税も含めた額の%となります。

続きまして、家畜診療所巡回指導の負担金についてですが、この巡回指導に

つきましては、高知県農業共済組合に負担金を出して巡回指導を行っていただいております。

町内の対象となる畜産農家は5件ございまして、肉用牛農家が1件、乳用牛農家が4件となっておりまして、少なくとも月に1回は各農家巡回指導を受けられるようになっております。

巡回指導の内容としましては、発情鑑定、妊娠鑑定、飼育指導、助成、ワクチン接種、乳質改善などの様々な指導を受けられるという形になっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、西森議員からのご質問にお答えをいたします。

これらの施策がトータルにどういう成果につながっていったのかというご質問だと思います。これは昨年の11月に斗賀野小学校で、給食の試食と同時にご説明申し上げ、また授業も見ていただき、それから12月の行政報告でも、また6月の行政報告でも出ておりますので、重複しておるところがあると思いますので、そこはご容赦ください。

この佐川町の学校教育の課題というのは、平成30年当時に増え続ける不登校、当時全国平均の2倍近く行っております。学力向上対策とふるさと教育の推進というものでした。そのために教育研究所を設立しまして、そのための主要施策がこの委託の部分に出ております。

この間、この児童・生徒・保護者・教職員を支えるために、不登校児童・生徒の居場所づくりをしたり、教育相談をしたり、様々町営塾の開設など、支援策に取り組みながらこの学校教育の質の向上を図りまして、この未来学構想というものをやってきました。

これらの結果ですね、もう一番大きな結果としましては、学校というものは子供たちが行く良い場所であれば子供たちが来るわけで、不登校の発生率が歴然と下がったということです。

去年の実績で、町内で中学校の子供さんで不登校ってのは2.5%です。全国がほぼ推計ですけどほぼ7%、県が6%弱。これが高知市になると、8月3日の新聞記事によりますと9.7%とこういう状態ですので、学校は子供たちにとって良い場所になってきているのかなというふうに思います。それに連動して引きこもりも減少しているということです。

学力の状況につきましては学校間の格差が著しいものがありました。全国平均の2割ダウンというのが例年続くという学校がありましたけれども、それが

ほぼ全国平均を超える段階になりました。昨年11月のご報告では、学校間の格差はならされてきましたけれども、学年の格差はなかなか縮まっておりませんと申し上げましたが、どうもその学年の格差もこう緩和をしてきているというのがこの1学期の状況で見えております。

次に子供たちに未来を創造していく力を作るためにですね、このICTもやっておりますけども、このICTの支援等ですね、子供たちがタブレット端末や電子黒板を駆使してプログラミングに取り組んだり、ふるさと佐川について学びを自ら深めたりしております様子が、各校で日常的に見られております。

これは斗賀野小学校で見ていただいたとおりですし、今、町内各小学校でも、タブレットを持って子供たちが町に出かけているという様子を見ていただけておると思います。これで子供たちが主体的に学んでいくというふうに学びの質が変わってきたということです。

またふるさと教育につきましても、ふるさとを愛し貢献しようとする子供たちが各校で9割を超えておりまして、平成30年の調査と去年5月の調査を比較しますと、子供たちの佐川の植物・偉人・文化財での認知度は大幅に向かっております。さらに佐川にずっと住み続けたいと思う小学生が14.9%から42.5%に増加をしているということで、研究所を設立しました当初の目的はほぼ達成に近づいているかなあというところです。

今後とも頑張っていきます。以上です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

7番（西森勝仁君）

ただいま教育長の説明では、不登校率の低下や、またあるいは格差是正など、かなり成果が上がっているということではありますので、納得をいたしました。

しかしあたでは、教育委員会は文化行政にももっと力を入れて欲しいと、こういう声が上がっているわけであります。

その1つに、目細谷の蘭林公園や、蘭林の生家跡、この土地の所有者からも寄附の申し出があつてもう何年にもなるのに何の動きもない、こういうことであります。早くして欲しいとこういうことがあります。伊藤蘭林を除いて佐川の歴史は語れないので、できるだけ早く取得していただくようお願いをします。

また黒岩の台住寺の貴重な涅槃図や仏像、鏡なども教育委員会で預かっているようですが、早く修復しないと修復できなくなるということあります。町の文化財に指定されている仏像も、仏像の後ろにある後光のような輪も、もう欠けて落ちているというような話を聞いています。早くしないともう修繕もできない、こういうことありますので、早く修繕ができるうちにお願いを

したいと思います。

そして今、この台住寺の保存会が立ち上がろうとしているようありますので、このことをお伝えし、よろしくお願ひをしておきます。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

一般会計の決算の認定の採決は、起立によって行います。

認定第1号、令和6年度佐川町一般会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって認定第1号は認定されました。

認定第2号、令和6年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって認定第2号は認定されました。

認定第3号、令和6年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって認定第3号は認定されました。

認定第4号、令和6年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって認定第4号は認定されました。

認定第5号、令和6年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって認定第5号は認定されました。

認定第6号、令和6年度佐川町農業集落排水事業会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって認定第6号は認定されました。

認定第7号、令和6年度佐川町水道事業会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって認定第7号は認定されました。

認定第8号、令和6年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって認定第8号は認定されました。

日程第9、議案第54号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、齋藤君。

1番（齋藤光君）

はい。私から一般会計補正予算に計上されているヘリポート建設費用について、2点お聞きしたいと思います。

まず1点目は、今回の補正予算では、道の駅公園駐車場の横にヘリポートを建設する予算約2億円が計上されています。皆様ご承知のとおり、かつて道の駅が整備される前、既にヘリポートが整備されていました。しかし、道の駅建設の際にそのヘリポートはなくなりました。それを今回改めて建設するという点について、私は少なからず疑問を感じております。

つきましては、今回新たにヘリポートを建設するに至った経緯についてご説明を願いたいと思います。

続いて、2点目です。

今回のヘリポート建設では高い擁壁を組み、大量の盛土を行う予定だと伺っております。以前的一般質問において、柳瀬川の河川改修がなかなか進まない理由として、改修工事で発生した土砂の処分先がなく、有料の受け入れ先を利用しているため、残土処理費が多額となり予算を圧迫しているとのご答弁がありました。

今回のヘリポート建設が進むことによって、この残土受け入れ問題が解消されるなど、河川改修事業にも何らかのメリットが生じるのか。これは河川改修

は県の事業だとは思いますが、町としての見解をお聞かせください。

この2点、よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

斎藤議員の質問にお答えします。

道の駅の現在の場所に決まった経緯ということですけれども、令和4年5月末にですね、霧生関地区の緊急離着陸場が廃止されたことを受け、加茂地区内で代替の整備候補地選定作業を進めました。

専門事業者への委託により、土地形状が平たんで切土等が不要、救急車が利用可能な現道に接続できるといった条件で候補地を選定し、10か所を選び、消防防災航空センターのパイロットや、高吾北消防署の署員らと現地確認を実施、協議を重ねた結果、竹ノ倉の非耕作地1か所を最終候補地といたしました。

候補地の関係者に向けた説明会を令和6年8月24日に開催し、当日は14名が参加。選定経過や必要性、過去の利用実績、ヘリ風や補償方法などについて、具体的な説明を実施しました。しかしながら、参加者からは農地活用やヘリ風による農作物への影響など、懸念が多数寄せられ、整備への積極的な賛成は得られず、町として候補地へのヘリポートの整備は断念をしております。

その後、切土・盛土が必要な土地も含め、加茂地区や新たに佐川地区も候補地として再検討し、地理的条件や災害対応機能、整備費用など総合的に考慮して5か所を抽出。再度、消防防災航空センターのパイロットや高吾北消防署員と現地確認を実施し、協議を重ねた結果、課題はあるものの、最終的に道の駅の東側に整備することを総合的に判断し、決定をさせていただいております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

建設課長、吉野君。

建設課長（吉野広昭君）

はい、おはようございます。

先ほど斎藤議員さんのご質問のあったとおりですね、柳瀬川の河川改修工事については、残土の処理が課題であるというふうにお答えしていたと思います。

今回ですね、ヘリポートのほうにですね、河川改修工事で発生した土砂、大体8千立方メートルぐらいをですね、予定をして想定しておりますけれども、こちらのほうをですね、受け入れる場合ですね、大体今現在想定してます有償の民間の処分場ですね、これ1立方メートル当たり1,800円ぐらいかかるつておりますので、その8千立方メートルを受け入れるということになるとですね、

単純に考えて1千万円以上の処分費の削減が見込まれます。

そのためですね、削減できた工事費については本体というかですね、河川改修工事のほうに流用が可能となりますので、その分施工箇所のほうが延長できるというふうに期待しております。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

4番、田村君。

4番（田村幸生君）

1点だけお聞きをいたします。

加茂地区緊急用ヘリポートの設置に関しまして、高知県の助成を受ける予定があるのかどうか。受ける計画なら金額的に幾らほどになるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

高知県緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業費交付金という事業がありまして、それを活用したいと考えております。しかしながらですね、予算の範囲内となっておりまして、補助金については少しこれでお答えできることはできませんけれども、できる限り活用していきたいと考えております。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

2番、岡林君。

2番（岡林哲司君）

はい、私のほうからも、同じく補正予算書28ページ、8款、1項、3目、12節委託料と、14節工事請負費に計上されておりますヘリポートの設置について伺います。

これは今の計画ですと、町が設置をしたですね、インクルーシブの遊具を含む遊具公園と直線距離で約80メートル、遊具公園のほぼ専用という場所にある駐車場とヘリポートの距離が大体30メートルから60メートルぐらいという、すごく近接したところに設置が計画されております。

執行部からのご説明の中で、風については一定、段差をつけるや防風壁をつけるなどの対応というのを示していただいたんですけども、音についてまず1点目が、このヘリポートの音をこの2メートルの防音壁で低減できる音はどれぐらい下がるのか。といいますのも、この大体BK117という方のドクター

ヘリに使われておりますヘリのですね、離着陸時の騒音レベル。これがですね、80 メートル離れた位置でも大体 80 から 90 デシベルに達する可能性があります。これは小さい子供や、障害のある利用者に、この公園の利用者にとっては、大きなストレスや恐怖を与えるレベルの騒音となっています。計画中の防音壁でどれだけ遮音効果があるのかの数値が示されておらず、ここについて合理的配慮の不足という点で、不安が生じていますので、その説明をお願いします。

そしてもう 1 点。今現在、ヘリポートとして利用しておりますこのサッカー場グラウンドとの比較という点なんですけれども、まずこの今、利用されているサッカー場のグラウンドで臨時的に使っているものっていうのは十分承知をしておりますが、出入口が施錠されております。

平日の利用はほぼないというところで、平日はヘリポートとして使える可能性が非常に高い。土日、サッカーのイベントがされているときは、もう教育委員会などに問い合わせをすれば、使っているか使っていないかすぐわかるということで、この使用の可否がすぐわかるというふうに聞いております。

一方、この新しく設置を予定しておりますこのヘリポートの位置ですと、平日でもここを利用している利用者がいると、まずその退避行動をしていただくことが前提になります。土日でありますと、結構たくさん車が止まっておりまして、その車を安全に、車と人を安全に移動させられるかどうかというところ。それに人員も必要ですし、あとヘリが来るまでの時間の間に退避が完了していかなければ、ヘリが降りられないということにもなりかねません。

そうすると、この 1 分 1 秒を争うヘリでの搬送ということを考えますと、今の仮に使っているヘリポートよりも、新しいほうがこのリスクが高いということを考えられると思いますので、このそいつた降りられない可能性があるという想定があるのかどうかっていう、この 2 点目がこれについてなんですかとも、お答えください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えします。

具体的なことについての数値についてはですね、現在お示しすることはできません。で、全体としてですけれども、ヘリポートの高さを現在の東の駐車場の高さより約 3 メートルほど低く設定をしており、また東駐車場のヘリポートのヘリポート側に、間にですね、2 メートルの防風防音、目隠しのあるフェンスを設置する予定です。それによってですね、風、音についてはかなり抑えることができるのではないかというふうに考えております。

また実際にヘリの離発着の状況を見ながら、防風防音等についてさらなる対策が必要と判断すればですね、駐車場の西側や公園の東側などに、例えばすけれども、防風防音のフェンスを設置するなどの対策をしていきたいというふうに考えております。

特に障害を持った子供たちに利用していただくということで、施設ということで風・音に敏感に反応してしまう特性のある子供さんや、その親御さんに対しましてはですね、風・音が発生するヘリの離発着陸場が近くにあること、また必要に応じて道の駅や施設の反対側の芝生広場などに退避していただくことがあるということなどをですね、注意喚起する看板なども検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしましてもできる限りの配慮はさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続いて、降りられない可能性ということですけども、まず今回の候補地を選定するにあたってですね、昨年の11月に県の航空隊より防災ヘリの実際運転するパイロットに現地を見ていただいております。また12月には、実際にドクターヘリの運航管理会社であります民間会社の社員の方と、高岡北消防署の署員、職員にも実際に現地を見ていただいております。

その際、県防災ヘリのパイロットには風の影響なんかで降りることができないっていう可能性はあるものの、その他にですね、候補となる適地がない場合は、ヘリポートを整備することは可能であるというご意見を伺っておりまして、またドクターヘリの運航会社の社員の方にも同様に同じく、整備することは可能であるとご意見を伺っております。

また昨年のことですので公園はすでに整備されておってですね、道の駅、おもちゃ美術館はオープンしており、平日でありますので人手は休日に比べると少ないものの、人の集まる集客施設であることや、小さい子供も集まる場所の公園があることは認識した上で、意見を伺つておるというふうに理解しております。

また消防署員の、消防本部の職員に関しては地元でありますので、オープン時の混雑等も見ていただいた上での、当然認識があつた上でのご意見を伺つたというふうに認識しておりますので、このことから基本的にはですね、ヘリが降りないということは想定しておらず、常時使える施設として想定をしております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

2番（岡林哲司君）

はい、ご答弁ありがとうございます。

音に関しては注意喚起を含めてですね、利用している方にそういう案内をすることと、使われるようになったら職員のほうが退避の誘導をされるということで、これは私も道の駅によく行きますが、週末ともなりますとですね、車が大変たくさん止まっておりまして、この遊具公園の駐車場から今度退避させる場所がないというようなことも想定できますし、それぐらい人がいる場合に、例えば消防隊の方が来て、ヘリが到着するまで大体約5分ぐらいというふうに伺っておりますが、この間でその退避が完了しない場合は、私もちよつとドクターへリの運用に関わった方にもお話を伺って勉強させていただいたんですけども、そういった退避が完了していない場合は降りられないという判断があるというふうに伺いました。

こういった点の部分をどのようにお考えか。その状態でも降りるということになりますと、駐車されている車に傷がついたりですとか、何かしらそういう不具合が生じる可能性があって、それに対する補償を全て町がやっていくというお考えなのかというところが再質問の1点で、もう1点についてはそもそもですね、この遊具公園のインクルーシブの遊具というのは、設置管理者、責任者は町です。これをこの遊具公園を設置したそもそもの目的というのが、道の駅への集客ということになります。

この集客の目的とですね、救急車が来たりパトカーが来たりということで、遊んでいる利用者の方が退避をする必要があるというこの計画がですね、どうも合致しないように感じまして、もう少し2億円というお金を、補助金も入りますし河川の改修のメリットもあるという話も先ほど伺いましたが、今この時点ですね、この計画にちょっとゴーサインを出すっていうのはちょっと判断が難しいかなというふうに感じるんですけども、再質問の2点についてちょっとお答えいただけたらと思います。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えいたします。

車に関してですけれども、退避させる、退避してですね、退避をしてもらうというふうには考え、想定をしておりません。車に関してはですね、そのまま止めていただいておって、人だけの退避と、できる限りの退避となっておりまして、もしあっしゃられるように、車に被害が、何らかの被害があればですね、町のほうで対応させていただくというふうに考えております。

あと、集客の目的というところですけれども、おっしゃられるように人を集める施設に対して、少し課題がある施設をやるというところには、ではですね、少し課題があるのかなというふうには考えておりますけれども、先ほどお話をさせてもらったようにですね、いろいろな様々な経緯の結果、最終的にはあそこに、あそこの場所に選定をさせてもらった、そして加茂地区、佐川地区にとつて重要な施設であるということをですね、ご理解いただきながら、いただきたいかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

2番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

発言3回までという決まりがあるのでもうこれで答弁も求めないようにしますが、そもそもヘリポートの利用している今のサッカーグラウンドの土地形状ですね、国道からの距離ですか民家からの距離、人が基本的にいないということも想定できるというような条件と、常に人がおる可能性があるということ。そして南北が山で谷地になっていて、東西に谷地に斜面になっておりますが、そこに対して東側からの進入しか想定ができないヘリポートであるということと、あと東側が13メートルの垂直な切り立った擁壁になるということで、これ、ヘリポートとしてのサイズが26メートル掛ける26メートルということで、相当ヘリポートとして利用するのに難度が上がるんじゃないかなというところも、ちょっと一晩ヘリの着陸・離着陸のことも勉強させていただいて感じているところでございます。

以上のことから、この補正予算についてですね、全体ではなくこのヘリポートの部分についてはちょっと、なかなか納得できないなっていうのが今の現状です。これについては答弁を求めません。以上です、ありがとうございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 54 号、令和 7 年度佐川町一般会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 54 号は可決されました。

日程第 10、議案第 55 号、令和 7 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、令和 7 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 55 号は可決されました。

日程第 11、議案第 56 号、令和 7 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号、令和 7 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 56 号は可決されました。

日程第 12、議案第 57 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は可決されました。

日程第 13、議案第 58 号、令和 7 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、令和 7 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 58 号は可決されました。

日程第 14、議案第 59 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分

について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 59 号、令和 6 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 59 号は可決されました。

日程第 15、議案第 60 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 60 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 60 号は可決されました。

日程第 16、議案第 61 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 61 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 61 号は可決されました。

日程第 17、議案第 62 号、佐川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 62 号、佐川町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 62 号は可決されました。

日程第 18、議案第 63 号、佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙

運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 63 号、佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 63 号は可決されました。

日程第 19、議案第 64 号、加茂辺地に係る総合整備計画の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、岡林君。

2番（岡林哲司君）

すいません。通告してなかったんですけれども、加茂辺地の整備に関わることということで、私が先ほど質問させていただいた補正予算のヘリポートの追加の予算の部分がこの計画変更に含まれているかいないかだけ、すいません、お答えください。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、そのとおり含まれております。今回の補正で追加になっております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 64 号、加茂辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって議案第 64 号は可決されました。

日程第 20、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長、挨拶を願います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、それでは、令和 7 年 9 月定例会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例会におきまして報告が 5 件、同意案 3 件、令和 6 年度決算の認定が 8 件、令和 7 年度補正予算など 11 件のご提案をさせていただき、全ての案件におきまして適切なるご審議の上、ご了承いただきました。誠にありがとうございました。

今回、行政報告の中でも報告をさせていただきましたが、6 月 17 日から 7 月 2 日にかけて町内 5 地区で開催しました地区懇談会におきまして、日頃の町政に関する様々なご意見、ご要望をいただきました。いただきましたご意見、ご要望はしっかりと精査をさせていただいて、迅速、着実にお答えしてい

くこととしております。来年度以降も引き続き開催することとしておりますので、ぜひ多くの皆さんに参加をしていただければと思っております。

今回の一般質問におきまして、11人の議員の皆様から多岐にわたるご質問をいただきました。佐川町の様々な課題につきまして、大変貴重なご意見、ご指示をご提案をいただきました。いただきましたご意見、ご指示、ご提案を真摯に受けとめ、限られた財源のもと、住民の皆さんのために迅速に対応し、町政運営にしっかりと生かしてまいりたいと思っております。

今後も多くの課題や問題があろうかと思いますが、全職員で力を合わせ頑張ってまいります。

そしていよいよ私、町長としての任期も1か月少しとなりました。町長選挙、町議会議員選挙9月30日告示、10月5日の投開票となっております。

引き続きですね、佐川町浮揚発展のために議員の皆様と一緒に力を合わせて頑張ってまいりますので、引き続きご指導、ご協力をよろしくお願ひをいたします。

結びになりますが、終わりになりますが、朝夕少しは秋らしくなってまいりましたが、まだまだ日中30度を超す暑さが続いておりますので、体調管理には十分気をつけていただきますようお願いを申し上げます。9月定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。お疲れ様です。

議長（松浦隆起君）

町長の挨拶が終わりました。

今任期最後の定例会であります。

先例にしたがいまして、私のほうから議長として挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会を最後に議員を勇退される方もおいで您的ようです。

長年にわたり佐川町議会の発展のため、また、住民の皆様のよりよい暮らしのために日々ご尽力いただきましたことをこの場をお借りしまして、心から感謝と御礼を申し上げます。大変にありがとうございました。

私も議長として、あと1か月あまりの任期でございますが、本日まで職責を全うすることができましたことは、議員の皆様方のご支援、ご協力のたまものであると改めて感謝を申し上げます。大変にありがとうございました。

また町長をはじめ、執行部の皆様方にもご協力いただき、無事に議会運営ができましたことを、重ねて感謝を申し上げます。

今後も佐川町発展のためにご尽力いただくとともに、皆様方のますますのご活躍を祈念いたしまして、議長の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

いました。

本日の会議はこれをもちまして終わります。

令和7年9月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時55分